

## 官民人事交流推進会議開催要領

### 1 開催の目的

官民の人事交流を推進するため、国と経済団体等関係者との連携・協力関係を構築し、官民の人事交流に関する情報の共有を進めその推進に資するとともに、計画的な人事交流の在り方、必要な制度改善等今後の推進方策について検討することを目的として官民人事交流推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

### 2 構成員等

- (1) 議長は、総務副大臣とする。
- (2) 議長は、推進会議を主宰する。
- (3) 推進会議の構成員は別紙(省略)のとおりとし、議長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。
- (4) 専門的な検討を行うため専門部会を設けることができる。

### 3 推進会議における主な活動

- (1) 官民双方の連携・協力体制の構築
- (2) 計画的な人事交流の在り方等交流推進方策の検討
- (3) 官民の人事交流の推進のための活動の実施・支援
- (4) 制度的課題の改善策の提言
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事項

### 4 庶務

推進会議の庶務は、総務省人事・恩給局において処理する。

### 5 その他

- (1) 推進会議における活動に関し、必要に応じ人事管理運営協議会との連携を図るものとする。
- (2) その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

## 官民人事交流推進会議運営要領について

### 1 開催

推進会議の開催は、平成19年度は年4回程度とする。

### 2 議事の取扱い

議事要旨は、会議の終了後速やかに作成し、会議の資料とともに総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。